

愛知県特別支援教育連携協議会傍聴要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の定員
傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴の手続き等
 - (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会時刻の30分前から10分前までの間に、日付並びに住所及び氏名を記載した傍聴申込書を提出して、傍聴券の交付を受け、係員の指図に従って傍聴席に着かなければならない。
 - (2) 傍聴申込書を提出した者の数が定員を超えるときは、当該提出した者の中から抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。
 - (3) 傍聴券の交付を受けた者は、これを他の者に譲渡し、又は貸与してはならない。
 - (4) 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときには、これを返還しなければならない。
- 4 傍聴することができない者
次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びている者
 - (3) 拡声器、笛その他これらに類するものを携帯している者
 - (4) 張り紙、旗、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダーその他これらに類するものを携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 5 傍聴人の遵守事項
傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 携帯電話及びスマートフォンその他これらに類するものは使用しないこと。
 - (3) 飲食し、又は喫煙しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (4) 議事について、批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (5) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンその他これらに類するものを着用しないこと。
 - (6) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (7) その他会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- 6 撮影及び録音の禁止
傍聴人は、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 7 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会議を適正に運営するため、傍聴人に対し必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 8 雑則
この要領に定めるもののほか、傍聴に必要な事項は、会長が定める。
- 9 施行期日
この要領は、令和3年8月4日から施行する。